

ローソン銀行ダイレクト利用規定

第1条（ローソン銀行ダイレクトとは）

1. ローソン銀行ダイレクトとは

ローソン銀行ダイレクト（以下「本サービス」という。）とは、ご契約者（以下「お客さま」という。）がパーソナルコンピュータ等（所定のオペレーティング・システムおよびブラウザを備えた端末をいい、スマートフォンやタブレット端末等を含む。）を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。

2. 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限りません。また、本サービスに使用する機器および使用環境は、お客さまの負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3. 利用対象者

ローソン銀行ダイレクトのご契約者となるには、当行の個人向け普通預金口座を開設いただく必要があります。

4. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、定期メンテナンス等のため、お客さまに予告したうえ、ご利用を一時停止または中止することがあります。また、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であっても、お客さまに予告することなく、ご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

5. 取引限度額

本サービスの各種取引における1回および1日あたりの取引限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります。このうちお客さま自らが設定および変更できる取引限度額につきましては、本サービスでご登録いただけます。なお、これらの取引限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を行う義務を負いません。

6. 利用方法

本サービスのご利用にあたっては、パーソナルコンピュータ等の画面上で当行所定の初回登録を行ってください。

7. Eメールアドレスの登録

本サービスで当行所定の取引をご利用いただくには、お客さまご自身のEメールアドレスをご登録いただく必要があります。本サービスに必要な通知をEメールで行う場合がありますので、当行からのEメールが受信できるようにしてください。本サービ

スをご利用の際に当行からの E メールが受信できない場合、一部サービスのご利用ができない場合があります。

第2条（本人確認）

本サービスのご利用についてのお客さまの確認は次の方法により行うものとします。

1. 本サービスの利用には、次の各号に定める番号等（以下「番号等」という。）のいずれかまたは複数の組合せによる本人確認を受ける必要があります。当行は、本サービスの利用の際に、パーソナルコンピューター等によってお客さまから通知された番号等と、当行に登録されている番号等との一致を確認する方法により本人確認を行います。本人確認に使用する番号等およびその組合せは、取引内容により異なる場合があります。
 - (1) ご契約者番号
 - (2) ダイレクトパスワード
 - (3) ログインパスワード
 - (4) 代表口座のキャッシュカードの暗証番号
 - (5) ワンタイムパスワード
 - (6) その他当行所定の番号等
2. ご契約者番号
口座開設時に発行されたキャッシュカードの裏面に印刷された算用数字 10 桁の番号です。
3. ダイレクトパスワード
 - (1) お客さまは、当行普通預金口座開設申込みにあたり、算用数字 4 桁のダイレクトパスワードを当行所定の手続きにより届け出るものとします。ダイレクトパスワードは生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
 - (2) ダイレクトパスワードを変更する場合は、当行所定の方法によりダイレクトパスワードの再登録を行ってください。
4. ログインパスワード
 - (1) 本サービスの初回登録に際して、使用するログインパスワードを届け出るものとします。ログインパスワードは生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
 - (2) ログインパスワードを変更する場合は、本サービスにて届け出てください。
5. ワンタイムパスワード
 - (1) ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリ
 - ① 本サービスにおける当行所定のお取引（以下「ワンタイムパスワード利用対象取引」という。）については、当行所定のスマートフォン（以下「スマートフォン」という。）にインストールして利用する専用ソフトウェア（以下「ワ

ンタイムパスワードアプリ」という。)を利用して生成する可変パスワード(以下「ワンタイムパスワード」という。)が必要となります。お客さまは、ワンタイムパスワード利用対象取引において、当行所定の方法でワンタイムパスワードを生成し、本サービスの画面に従ってお客さまがその使用するパーソナルコンピューター等を用いて入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードの生成にあたり、当行は、振込み等のお取引内容の情報の一部の入力を求めることがあります。

- ② ワンタイムパスワードを利用することができるお客さまは、本項第 2 号に規定する利用申込みの時点で日本国内に居住のお客さまのうち、本項第 2 号に規定する利用申込みおよび利用登録を行い、これら利用申込みおよび利用登録が完了したお客さまに限ります。以上の条件を満たさないお客さまは、本サービスにてワンタイムパスワード利用対象取引を行うことができません。
- ③ お客さまは、ワンタイムパスワードアプリの利用にあたって日本国の外国為替および外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令および規制、ならびに関係各国の諸法令および規制(米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限定されません。)を遵守するものとします。ワンタイムパスワードアプリを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合には、お客さまの責任にて行うものとし、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。お客さまがワンタイムパスワードアプリを海外で利用したり海外に持ち出すこと等に関連して当行に損害または責任が発生した場合、当行はお客さまに対し、当該損害または責任の賠償または補償を請求することがあります。また、海外での利用や海外への持出しに関連してお客さまが第三者に損害を与えた場合、お客さまの責任および費用負担によってこれを解決し、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。
- ④ お客さまは、本サービスやその他当行が提供するサービスを利用する目的に限定してワンタイムパスワードアプリを利用するものとします。
- ⑤ ワンタイムパスワードアプリの著作権等の知的財産権は当行および当行がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。ワンタイムパスワードアプリをご自身で利用される以外に譲渡等を目的に利用することはできません。当行から請求があった場合、お客さまは、速やかにワンタイムパスワードアプリをインストールしているスマートフォンからワンタイムパスワードアプリを削除するものとします。
- ⑥ 当行は、お客さまがスマートフォンにインストールしたワンタイムパスワードアプリおよびワンタイムパスワードアプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変およびリバースエンジニアリング等を禁止します。

(2) 利用申込みおよび利用登録

- ① ワンタイムパスワードアプリの利用申込みは、本サービスの所定の画面にて申込む方法により行うものとします。
- ② 当行が本号①の利用申込みを正常に受け付けた後、お客さまは当行所定の利用登録を行うものとします。利用登録において、お客さまは利用登録に必要な設定用番号等を当行所定の方法により、正確に当行に伝達するものとします。当行に伝達された設定用番号等が当行の保有する設定用番号等と一致した場合、利用登録が完了し、ワンタイムパスワードの利用が可能となります。
- ③ お客さまが利用登録できるワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン端末は、本サービス一契約につき一つとなります。

(3) 再登録

お客さまが利用端末からのワンタイムパスワードアプリの削除等（スマートフォン端末の変更等を含む）をした場合には、再度本サービスの所定の画面にて利用申込みを行い、本項第2号②に定める当行所定の利用登録を行う必要があります。利用登録が完了するまではワンタイムパスワード利用対象取引がご利用いただけません。

(4) ワンタイムパスワードの解除等

- ① 本サービス契約が解約された場合には、ワンタイムパスワードの利用も解除されるものとします。
- ② お客さまについて、以下の事由が1つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、ワンタイムパスワードの利用を解除、または一部若しくは全部停止できるものとします。
 - i. お客さまが本規定に違反するなど、当行がワンタイムパスワードの利用の解除を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ii. 届出事項の変更を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - iii. 当行所定の一定期間にわたり、ワンタイムパスワードのご利用がないとき
- ③ 本サービス契約を解約する場合には、お客さまは、スマートフォンからワンタイムパスワードアプリを削除する必要があります。ただし、当行が必要ないと認めた場合はこの限りではありません。また、スマートフォンの変更、売却、携帯電話会社との契約解除等の場合には、ワンタイムパスワードアプリを事前に削除する必要があります。

(5) ワンタイムパスワードアプリの停止等

当行はお客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでもワンタイムパスワードアプリの利用の一時停止、中止、廃止、内容変更またはバージョンアップ等を行うことができるものとします。

6. 免責事項等

- (1) 当行が本条第 1 項の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合、本条第 1 項の番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。ただし、本条第 1 項の番号等の盗用により行われた不正な振込みによる損害について、お客さまは、第 21 条による補てんを請求することができます。なお、当行および当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する関係会社および同役職員を含む）がお客さまに対し、本条第 1 項の番号等をお聞きすることや、特定のフォームに入力するような依頼を E メールでお願いすることはありません。
- (2) ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン、番号等はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとして、他人に譲渡、質入、貸与、または開示することはできません。ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン、番号等の管理においてお客さまの責めに帰すべき事由があった場合に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 万が一、ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォンが故障、電池切れ等の事由で稼動しなかったことにより、お取引の取扱いが遅延、または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

7. 紛失・盗難等

以下の場合には、速やかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。

- (1) お客さまが当行所定のワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォン等を紛失・盗難などで失った場合
- (2) 番号等が他人に知られた場合
- (3) 番号等が他人に知られうる状態となった場合（届出 E メールアドレスにおいて受信されるメールが他人に閲覧されうる状態となった場合を含む）

8. パスワードの失念

ダイレクトパスワードまたはログインパスワードを失念した場合は、以下の手続きをとってください。この手続きを行わなかったために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(1) ダイレクトパスワード

ただちにお客さまよりホームページ上から「ダイレクトパスワード」の再登録を行ってください。

(2) ログインパスワード

ただちにお客さまよりホームページ上から「ログインパスワード」の初回登録を行ってください。

9. 番号等の不一致の場合の利用停止

本サービスの利用についてお客様の届出や当行の指定と異なるダイレクトパスワード、ログインパスワード、ワンタイムパスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。この手続きを行わなかったために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(1) ダイレクトパスワード、ログインパスワード

ホームページ上から「ダイレクトパスワード」または「ログインパスワード」の再登録を行ってください。

(2) ワンタイムパスワード

電話により当行までご連絡ください。

第3条（取引きの依頼）

1. 取引きの依頼方法

本サービスによる取引きの依頼を実施することができるのは、お客様本人に限ります。

2. 取引指定口座の届出

(1) 本サービスで利用する取引指定口座は、次の通りとします。当行は、届出内容に従い本サービスの取引指定口座として登録します。

① サービス指定口座

本サービスについて当行が設定した「代表口座」および本サービスにより開設を行ったお客様ご本人名義の各種口座とします。

② 振込登録先口座

資金移動取引における入金口座として利用する、「サービス指定口座」以外の当行または他行の国内本支店の口座を「振込登録先口座」とします。振込登録先口座は、お客様より当行所定の方法により届け出てください。

(2) 次の口座については、それぞれ次のような方法で「サービス指定口座」または「振込登録先口座」として自動的にまたはお客様のご希望により登録されます。

① 本サービスにより開設を行ったお客様ご本人名義の各種口座は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。

② 事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該振込先口座については、お客様のご希望により「振込登録先口座」として登録することができます。

(3) 届け出いただく「サービス指定口座」および「振込登録先口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

(4) 「サービス指定口座」であっても、当該口座のご利用内容によっては、一部の取引

きを本サービスによりご依頼できない取引があります。

3. 依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、端末機の操作により確認した旨を当行に回答してください。この回答が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続きを行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

4. サービス指定口座からの支払いの実施等

- (1) サービス指定口座からの資金の引落としに際しては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替えまたは振込資金、振込手数料等につき払戻請求書、キャッシュカード等なしで引落としを行います。なお、取引の内容およびサービス指定口座が当行所定の条件をみたく場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き、即時に資金の引落としを行います。ただし、取引指定日を依頼日の翌営業日以降に指定された場合には、資金の引落としは取引指定日に行います。
- (2) 即時に資金の引落としを行わない取引の場合でも、原則として、お取引依頼を受け付けた旨の確認の通知を行いますので、当行への回答後も交信を切らずにパーソナルコンピュータ等の表示を確認してください。
- (3) 第1号および第2号に定める取引において、実施結果ならびにお取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当該取引において引落としが成立しなかった場合（残高不足の他、当該口座の解約、支払停止等の場合も含む。）には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

第4条（振替取引）

1. 内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス指定口座」として届出を受けている口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振替」として取り扱います。

2. 取引の実施日

「振替」の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱い」とし、翌銀行営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。

また、「入金指定口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱期限内であっても、当日取扱期限とは別に当行が定める当日処理時限を過ぎて受け付けた取引は、翌銀行営業日に受け付けたものとみなし、同日付で入金処理を行います。

また、振替指定日を依頼日の翌営業日以降に指定された場合には、振替指定日を振替日とした「振替予約」の依頼として取り扱いし、振込予定日に実施します。

3. 適用金利

「入金指定口座」での適用金利は受付日における当行所定の金利とします。ただし、翌営業日以降を振替指定日とする場合は、振替指定日における当行所定の金利とします。

4. 上限金額の設定

当行は、本サービスによる「振替」取引において「1日（操作日）」（基準は「午前零時」とする。）あたりに振り替えることができる（翌日以降を振込指定日とする取引を含む）上限金額および「振替」1件あたりの上限金額を定めます。

5. 振替不能時の処理

「振替」取引において、振替資金を振替先のサービス指定口座へ入金できない場合には、当行はお客様の「振替」のご依頼を処理せず、または返却された振替資金を引落口座に入金することができるものとします。

第5条（振込取引）

1. 内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客様より「振込登録先口座」として届出を受けている口座、または当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客様が「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。なお、「振込」の受け付けにあたっては、振込指定日に当行所定の振込手数料をいただきます。振込取引について本条で定めのない事項は、「振込規定」に定めます。

2. 口座確認振込の停止

振込先口座の口座名表示（口座不存在のケースを含む。）後、「振込」または「振込予定」を行わない、または「振込予約」を取り消す等の行為を一定回数以上行った場合、「口座確認振込」（当行所定の方法で振込先口座の口座名を確認し「振込」または「振込予約」を行うことをいう。）はご利用できなくなります。この場合または振込先の都合により「口座確認振込」を行うことができない場合、「振込」または「振込予約」を行うにあたり、お客様による振込口座の口座名入力が必要になります。

第6条（口座開設取引）

1. 内容

(1) 本サービスにより提供する口座開設手続（以下「口座開設」という。）により開設

することができる口座は、お客さまご本人名義の当行所定の種類の口座とします。
この場合、当行が特に定める場合を除き、「代表口座」と同一の当行取引店に口座を開設します。

(2) 口座開設の資金は、「代表口座」より引き落します。

2. 取引の実施日

口座開設の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱い」とし、翌銀行営業日に口座を開設します。

また、定期預金口座の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱時限内であっても、当日取扱期限とは別に当行が定める当日処理時限を経過して受け付けた取引は、翌銀行営業日に受け付けたものとみなし、同日付で口座開設を行います。

3. 適用金利

開設する口座の適用金利は受付日における当行所定の金利とします。

第7条（定期預金取引）

1. 本サービスにより提供できる定期預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な定期預金は当行所定の定期預金とします。
2. お客さまによる初回の定期預金取引時、当行はお客さまご本人名義の定期預金口座を開設し、「サービス指定口座」として登録します。この場合、当行が特に定める場合を除き、「代表口座」と同一の当行本支店に口座を開設します。
3. 当行の処理が完了していない受付中の定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たなお取引を受け付けすることはできません。
4. 本サービスにて新規受付等の取引における利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。
5. その他、定期預金取引については、定期預金関連規定に定めます。

第8条（各種照会）

1. 内容

お客さまは、本サービスにより「サービス指定口座」の残高、入出金取引明細その他当行所定の事項の照会をすることができます（以下「照会取引」という。）。

当行が提供する口座情報の内容は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、提供する口座情報は、お客さまの口座情報を証明するものではありません。

2. 口座情報の基準日

前項による口座情報は、第3条第3項に従って照会依頼内容が確定した時点のものが

提供されます。

第9条（ネット入金サービス取引）

ネット入金サービス取引とは、当行が特に指定する振込先（以下「当行指定振込先」という。）からお客さまが別途商品購入等をされた場合に、本サービスの振込取引により当該「当行指定振込先」に商品購入代金などを振り込むことのできるサービスをいいます。ネット入金サービス取引について詳しくは、「ネット入金サービス利用規定」に定めます。

第10条（キャッシュカード再発行申込み等）

本サービスでは、キャッシュカードの再発行申込みなどキャッシュカードにかかる当行所定の取引を行うことができます。キャッシュカードにかかる取引については、「キャッシュカード規定」に定めます。

第11条（ローソン銀行クレジットカード申込み）

本サービスにより、ローソン銀行クレジットカードの発行を申込みことができます。ローソン銀行クレジットカードについては、「ローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」会員規約」に定めます。

第12条（取引限度額変更申込み）

1. 内容

本サービスにより、次の取引限度額の変更の申込みをすることができます。

(1) ATM 取引限度額変更

ATM でキャッシュカードを使用して行う 1 日あたりの現金のお引出しの取引限度額およびお振込時の取引限度額を変更することができます。

(2) ダイレクト取引限度額変更

本サービスによる振込時の 1 日あたりの取引限度額を変更することができます。1 日あたりの取引限度額には、ネット入金サービスのご利用金額（支払金額）を含みます。

2. 留意事項

- (1) 一旦お申込手続きが完了した場合、お取消しはできません。お申込操作の完了時には、お申込内容を再度ご確認くださいませようお願いします。
- (2) 同日の午前 0 時から深夜 24 時までの間に、同一口座に対して複数回の申込みがあった場合は、最も遅い時間の申込みを正式なお申込みとして、お取扱いさせていただきます。
- (3) 「代理人カード」をお持ちの場合も、「ご本人カード」と同一の取引限度額でのご利用となり、「ご本人カード」とは別に取引限度額を登録することはできません。

第13条 (Eメール通知)

1. 当行は、当行が必要と認めたときに、当行に届出のEメールアドレスあてEメールで通知を行うことがあります。
2. 通信環境等の理由によりEメールが届かなかった場合でも、Eメール再送の取扱いはできません。
3. 当行システム処理上の都合によりEメール送信時刻が遅れる場合があります。
4. 当行が第1項のEメールを配信した場合は、そのメールを受信できないことによりお客さまに損害が発生した場合にも、当行に故意または重大な過失のない限り当行は一切の責任を負わないものとします。

第14条 (届出事項の変更等)

1. 届出事項の変更等

預金口座等についての氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定にしたがって当行所定の方法にて当行に届け出てください。

届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなします。

2. 変更日

届出事項の変更日は当行における手続完了日とします。手続依頼から手続完了までには相当の期間を要する場合があります。当行は、当行における手続が完了するまでの間、届出事項に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第15条 (Ponta 会員 ID 登録等)

本サービスでは、お客さまが保有しているPonta会員ID (Ponta会員IDとは、株式会社ロイヤリティ マーケティングが運営・提供するポイントサービスをいう。)をお客さま情報として登録または変更することができます。Ponta会員IDの登録・変更取引については、「Ponta会員規約ローソン銀行特約」に定めます。

第16条 (キャンペーンエントリー等)

本サービスでは、当行が実施するキャンペーンのエントリー、エントリー取消、エントリー履歴照会を行うことができます。各キャンペーンへのエントリーにあたっては、当行ホームページや本サービスに表示される条件などをご確認のうえお申込みください。

第 17 条（取引メニューの追加）

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申込みを行うことなく利用することができます。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

第 18 条（取引内容の確認等）

1. 取引内容の照会

本サービスにより行った取引きについて、お客さまは照会取引きにより、当該取引きの成立または不成立および当該取引きの内容を確認するようにしてください。当該記載事項が閲覧可能となった日から、明細ごとに定めた当行所定の期間において閲覧いただくことができます。

2. 取引内容の通知

本サービスにより行った取引きについては、取引きの明細を記載した受付書等の書面交付は行いません。書面が必要な場合は明細をお客さまご自身で印刷してください。

3. 取引きの記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第 19 条（海外からのご利用）

1. 海外からはその国の法律、制度、通信事情、電話機の仕様等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。
2. 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。

第 20 条（免責事項等）

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3) 当行以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由があったとき
2. お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとします。
3. 本サービスに使用する機器および通信環境についてはお客さまの責任において確保し

てください。万一、機器が正常に稼動しなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第21条（番号等の盗用による振込等）

1. 番号等の盗用により行われた不正な振込等（以下本条において「当該振込等」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに支払原資となった預金（以下本条において「対象預金」という。）の約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 番号等の盗用または当該振込等に気づいてから速やかに、当行への連絡が行われていること。
 - (2) 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
 - (3) 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の当該振込等があったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第2条第7項にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつパーソナルコンピュータ等の安全対策や番号等の管理が十分に行われていない等、お客さまに過失（重過失を除く。）があると当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、本条第1項にかかる当行への通知が、番号等が盗用された日（番号等が盗用された日が明らかでないときは、番号等の盗用による不正な振込みが最初に行われた日。）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんしません。
 - (1) 当該振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ① 当該振込等がお客さまの重大な過失により行われたこと
 - ② お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと
 - ③ お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- (2) 番号等の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
5. 当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
 6. 当行が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。
 7. 当行が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第22条（サービスの利用停止等）

不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合等当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、本サービスのすべてまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第23条（解約等）

1. 解約

本サービスは、「代表口座」に係る預金契約に基づくサービスと一体として提供されるものであるため、本サービスに係る契約のみを解約することはできないものとします。

2. 当行からの解約・取引の停止

お客さまについて、次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、本サービスを解約し、または本サービスの一部もしくは全部の取引の提供を停止することができるものとします。

- (1) お客さまが本規定に違反する等当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- (2) ご契約者番号が記載されたキャッシュカードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合
- (3) 住所変更等を行わなかった等の事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (4) 支払いの停止、または破産手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立てがあったとき
- (5) 相続の開始があったとき
- (6) 当行が定める所定期間にわたり本サービスのご利用がないとき

- (7) 当行に支払うべき手数料を当行が定める所定期間以上延滞したとき
- (8) 当行がサービス継続上において支障があると判断したとき
- 3. 代表口座の解約
「代表口座」が解約されたときは、この契約は当然に解約されるものとします。
- 4. 解約時の未処理取引の確認
本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、本サービスを経由する他商品・サービスの取扱いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約が本サービスを経由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。

第 24 条 (本サービスの廃止)

当行は、ウェブサイト上の表示等により 1 週間前までに予告することにより、本サービスを廃止することができるものとします。

第 25 条 (秘密保持)

- 1. お客さまは、本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。
- 2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
- 3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

第 26 条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第 27 条 (規定の変更)

- 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)